

## 学術システム研究センター研究員の選考基準

### (1) 研究員の資格要件

- ① 優れた学識経験を有し、審査・評価業務に対し、独立して、公正かつ適切な判断が可能な者
- ② 科研費若しくはそれと同等の研究費を研究代表者として受けた経験のある者又はその審査に関わった経験のある者
- ③ 大学等研究機関（科研費申請資格のある機関）の長が推薦する当該機関に所属する研究者、日本学術振興会産学協力研究委員会等の委員長が推薦する産業界の研究者その他学術システム研究センター所長が推薦する者
- ④ 原則として大学等の機関・法人の長及び大学等法人の理事等の役員以外の者

### (2) 研究員に必要な資質

- ① 優れた研究能力を有すること  
優れた研究業績を有し、現在の研究活動状況等から、十分な研究能力を有すると判断できる者
- ② 専門分野を中心に学術研究に関する幅広い識見を有すること  
特に、主任研究員については、学術全般に関する高い識見を有すること
- ③ 高い倫理意識を有し、公正かつ適切な判断が期待できること
- ④ 意欲があり、積極的な協力が期待できること

### (3) 選考における留意点

- ① 研究現場の第一線で活躍中であって、任期終了後も教育・研究機関において研究活動を継続する予定である者が望まれる。
- ② 資質面での評価を重視するとともに、業務運営の公平性と適切性の観点から、以下のように所属機関と専門性の多様性確保に配慮する。

#### <主任研究員の選考について>

- ・ 前任主任研究員と継続して同一の機関からの選任は原則として行わない。
- ・ 前任主任研究員と専門を同じくする者の選任は原則として行わない。
- ・ 前年度から継続する主任研究員とのバランスに配慮する。

#### <専門研究員の選考について>

- ・ 前任専門研究員に当たる者と継続して同一の機関からの選任は原則として行わない。
- ・ 前任専門研究員に当たる者と専門を同じくする者の選任は原則として行わない。
- ・ 各専門調査班における専門研究員の専門に関してそれらの間に補完性があることや重複がないこと等について配慮する。

#### <共通事項>

- ・ 国・公・私立大学、大学共同利用機関及び産業界の研究機関など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮する。
- ・ 地域的なバランスに配慮する。
- ・ 男女比のバランスに配慮する。